

遊 運 協 発
令和2年4月10日

組合員各位

遊技機運送協同組合
理事長 高部 鉄次

(追加措置)

新型コロナウイルス感染拡大防止の措置について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表記の件につきまして、新型コロナウイルス感染拡大が世界的に収束に向かわない中、去る4月8日、日本国初の7都府県に緊急事態宣言が発令されました。

組合と致しましても、組合職員並びに組合員の人命と感染拡大防止の観点から当面の間、遊運協事務局の業務全般を在宅勤務とさせて頂いておりましたが緊急事態宣言を重く鑑み、引き続き在宅勤務を延長することと致します。

なお、緊急を伴うものに関しましては健康状態に十分注意の上、可能な限り短時間かつ公共機関を使用せず対応することと致します。組合員各位にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

東日本、首都圏事務局の在宅勤務措置（暫定）

- ・ 令和2年3月30日～令和2年4月12日（経過期間）
- ・ 令和2年4月13日～令和2年5月6日（延長期間）
- ・ 月曜日～金曜日 10：00～17：00（除く祝日）
- ・ 電話転送（一部メール対応可）による対応となります。

以上